

2022年7月1日

**対ロシア制裁 – EUの第6次制裁措置パッケージ – EU規則833/2014号
(Sanctions - The European Union’s 6th Sanctions Package - EU Regulation 833/2014– (the “Regulation”))**

EUは2022年6月3日、対ロシア制裁パッケージの第6弾を発表しました。本サーキュラーは、EUによる対ロシア制裁の内容を網羅的に要約しようとするものではありません。ここでは、以下の項目に焦点を当てます。

- 制裁パッケージ第6弾における、原油および石油製品の輸送および保険提供に影響を与える措置
- EU規則第5aa条の対象となる、附属書XIXに記載されているロシア国有企業との取引の禁止

EUの制裁措置はEU管轄外には適用されません。EU規則第13条では、規則の適用対象を以下のとおり定めています。

- EUの領域内
- EU加盟国の管轄下にある航空機または船舶内
- 所在地を問わず、EU加盟国の国民である個人
- 所在地を問わず、EU加盟国の法律に基づいて設立された法人、事業体または団体
- EU域内で全部または一部が行われる事業に関与する法人、事業体または団体

ロシアの原油および石油製品の輸送と保険

EU規則第3m条に基づき、2022年6月4日より以下の規制が適用されます。

1. 附属書XXVに記載された原油または石油製品の直接または間接的な購入、輸入または移送を禁止するものとする。ただし、それらがロシア原産のものであるか、ロシアから輸出されたものである場合に限る。
2. 第1項の禁止事項に関して、技術支援、仲介業務、融資、金融支援などのサービスを直接または間接的に提供することを禁止するものとする…

附属書XXVに記載されている原油および石油製品は以下のとおりです。

CNコード	品名
2709 00	石油および瀝青油(原油に限る。)
2710	石油および瀝青油(原油を除く)、これらの調整品(石油または瀝青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油または瀝青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項目に該当するものを除く。)ならびに廃油

TR(E)

MANAGERS: TINDALL RILEY EUROPE SÀRL
Registered in Luxembourg as a Société à responsabilité limitée in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230002)
Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances
Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg

AGENTS FOR THE MANAGERS:
TINDALL RILEY (BRITANNIA) JAPAN LIMITED
8th Floor, KDX Mita Building, 3-43-16 Shiba, Minato-ku Tokyo 105-0014, Japan | T: +81 (0) 3 3769 6781
14th Floor, Ship Kobe Kaigan Building, 3 Kaigan-dori Chuo-ku, Kobe 650-0024, Japan | T: +81 (0) 78 322 2731
Tindall Riley (Britannia) Japan Limited is registered in Japan (No.4010401044459)
Registered office: 8th Floor, KDX Mita Building 3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014, Japan

THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION EUROPE JAPAN BRANCH
Authorised and regulated by the Financial Services Agency
T: +81 (0) 3 3769 6791 (Tokyo) | T: +81 (0) 78 322 2770 (Kobe)
The Britannia Steam Ship Insurance Association Europe is incorporated in Luxembourg and registered as a mutual association in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230379). Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances.
Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg
britanniapandi.com

EUへの輸送

ロシアの原油および石油製品のEUへの輸送は、第3m条で規定されている例外条件を除き、原則禁止となりました。「移送 (transfer)」とは広範な概念であり、税関を介した物品の移動だけでなく、物品の輸送 (transport)も含まれます。ロシアの原油を産地の異なる原油と混ぜて輸送することも禁止対象となります。

例外措置には、第3m条(3)(a)および(b)で規定されている項目が含まれます。

3. 第1項および第2項で定めた禁止事項は、以下には適用されないものとする。

(a) 2022年12月5日まで

同日より前に締結および履行される、近い将来の引き渡しを目的とした単発取引、2022年6月4日より前に締結された、CNコード2709 00に該当する物品の購入、輸入もしくは移送契約の履行、またはかかる契約の履行に必要な付随契約の履行。ただし、CNコード2709 00に該当する物品の購入、輸入もしくは移送契約、またはかかる契約の履行に必要な付随契約については、2022年6月24日までに関係加盟国から欧州委員会に通知されていること、および、近い将来の引き渡しを目的とした単発取引については、取引完了から10日以内に関係加盟国から欧州委員会に通知されていることを条件とする。

(b) 2023年2月5日まで

同日より前に締結および履行される、近い将来の引き渡しを目的とした単発取引、2022年6月4日より前に締結された、CNコード2710に該当する物品の購入、輸入もしくは移送契約の履行、またはかかる契約の履行に必要な付随契約の履行。ただし、CNコード2710に該当する物品の購入、輸入もしくは移送契約、またはかかる契約の履行に必要な付随契約については、2022年6月24日までに関係加盟国から欧州委員会に通知されていること、および、近い将来の引き渡しを目的とした単発取引については、取引完了から10日以内に関係加盟国から欧州委員会に通知されていることを条件とする。

これらの例外措置において、

- 「近い将来の引き渡しを目的とした単発取引」とは、スポット市場での取引のことを指します。
- EU は、契約において複数回の引き渡しを予定してはならず、取引締結後 30 日以内に原油の引き渡しを行うべきであると明確にしています。
- EU の現在のガイダンスを踏まえると、傭船契約は付随契約には該当しないものと考えられます。「付随契約」とは、(主となる)別の契約の履行に必要な契約、つまり、それがなければ主契約を履行できない契約のことで、保険契約や融資契約などがこれにあたります。ただし、付随契約を履行したことで規制を回避できるようなことがあってはなりません。たとえば、輸送に関する契約は「移送」または「輸送」の禁止に該当するため、付随契約に関する例外措置の対象にはなりません。
- また EU は、既存契約に関する例外措置について、2022年6月24日までに通知が必要となるのは物品の輸入に関する契約であることも明らかにしました。欧州委員会への通知義務は貨物を受け取る EU 加盟国にあります。
- このような取引に関わるメンバーは、例外措置を利用するための通知が行われたこと、あるいは通知を行う予定であることを確認できるような適切な手順を踏む必要があります。なお、保険契約または海上輸送に付随するサービスの契約については通知の必要はありません。

TR(E)

MANAGERS: TINDALL RILEY EUROPE SÀRL

Registered in Luxembourg as a Société à responsabilité limitée in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230002)

Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances

Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg

AGENTS FOR THE MANAGERS:

TINDALL RILEY (BRITANNIA) JAPAN LIMITED

8th Floor, KDX Mita Building, 3-43-16 Shiba, Minato-ku Tokyo 105-0014, Japan | T: +81 (0) 3 3769 6781

14th Floor, Ship Kobe Kaigan Building, 3 Kaigan-dori Chuo-ku, Kobe 650-0024, Japan | T: +81 (0) 78 322 2731

Tindall Riley (Britannia) Japan Limited is registered in Japan (No.4010401044459)

Registered office: 8th Floor, KDX Mita Building 3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014, Japan

THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION EUROPE JAPAN BRANCH

Authorised and regulated by the Financial Services Agency

T: +81 (0) 3 3769 6791 (Tokyo) | T: +81 (0) 78 322 2770 (Kobe)

The Britannia Steam Ship Insurance Association Europe is incorporated in Luxembourg and registered as a mutual association in the Registre de Commerce et des Sociétés (No B230379). Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances.

Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg

britanniapandi.com

傭船契約が付随契約にあたらぬということであれば、輸送契約は以下のいずれかに該当していなければならないことになるでしょう。

- (a) 2022年6月4日より前に締結されており、既存契約に関する例外に該当する¹。
- (b) 輸送契約自体が(2022年6月4日より前の売買契約またはスポット売買契約の履行が目的であるか否かにかかわらず)近い将来の引き渡しを目的とした単発取引であること。

EUへの輸送に対する保険

「金融支援」には「あらゆる種類の保険および再保険」が含まれると定義されていることから、原油および石油製品のEUへの輸送に関する保険(または再保険)も、第3m条の例外条件に該当しない限り、原則禁止されています。

メンバーが上記の例外条件のいずれかを援用できる場合、保険は必要な付随契約とみなされるため、EUの管轄下にある保険者も、適用される諸条件に従っている限りは当該航海に対して保険を提供することができます。

第三国への輸送

EUは、EU規則第3m条で禁止しているのは、加盟国への輸入を目的とした貨物の購入、輸入、移送のみであることを明確にしています。この条項は、ロシアから第三国へ輸出される原油や石油製品の輸送を禁止するものではありません。

したがって、加盟国の法律に基づいて設立された企業がロシアの原油および石油製品を第三国へ輸送することは、現在も原則認められています。ただし、EU規則の附属書XIXに記載された国有企業を含む制裁対象者が取引に関与していないことを確認するよう注意を払う必要があります。また、後述しますが、この取引に対して、EUの管轄下にある保険者や再保険者が保険や再保険を提供することは原則禁止されています。

第三国への輸送に対する保険

EU規則第3n条では、以下のとおり定めています。

1. ロシアを原産地とする、またはロシアから輸出される、附属書XXVIに記載された原油または石油製品の第三国への輸送(瀬取りを含む)に関して、技術支援、仲介業務、融資または金融支援を直接または間接的に行うことを禁止する。
2. 第1項の禁止事項は、以下には適用しないものとする。

- (a) 2022年6月4日より前に締結された契約または当該契約の履行に必要な付随契約の、2022年12月5日までの履行。

¹ EU域内への石炭輸送に関しては、8月10日までの例外措置が適用されるためには、傭船契約が4月9日より前に締結されている必要があります。

(b) 附属書XXVIに記載された原油または石油製品の輸送のうち、貨物の原産地が第三国であり、ロシアがあくまで船積地、出発地または経由地にすぎない場合。ただし、これらの貨物の原産地がロシアでなく、かつ貨物の所有者がロシア人でないことを条件とする。

第3n条により、EU規則に該当する原油および石油製品の輸送に保険を提供することは、同条の例外条件に該当しない限り禁止されることになりました。したがって、EU規則の管轄下にある船主は合法的に製品を輸送できるとしても、EU規則の管轄下にある保険者はその取引に保険を提供できなくなります。国際P&Iグループ(IG)を構成するクラブの大半はEUの管轄下にあります。EU域外に拠点を置くクラブを含め、IGの加盟クラブはいずれも、EU域内に拠点を置く再保険者が多数参加する再保険プログラムに依拠しています。加盟クラブのいずれかが、これらの制裁措置によりプールクレームの分担金の拠出を禁じられた場合、不足分については、各クラブの制裁規定に基づいてメンバーにご負担いただくこととなります。1億米ドルを超えるクレームについて、IGの再保険プログラムに参加している在EU再保険者が制裁措置によって支払いを禁止された場合も、同様の原則が適用されます。

前述のとおり、2022年6月4日より前に締結された契約の同年12月5日までの履行については、保険提供の禁止措置は適用されません。IGは現時点で、2022年6月4日までに締結が必要なのは保険契約であると理解しています。言い換えれば、同日までに契約を締結していない場合は、第3n条により履行が禁止されるということです。そのため、6月4日以降に保険契約を締結した場合は、保険カバーの提供が禁止されます。

EUはFAQで以下のように示しています。

Q: EUの保険会社は、ロシアの原油を輸送する船舶に今後も保険を提供することができますか？

A: 2022年6月4日より前に締結された契約については同年12月5日まで履行可能ですが、6か月の猶予期間の終了後は、EU事業者は附属書XXVIに記載された物品の第三国向けの海上輸送に対する保険提供および融資が禁止されます…

Q: EU事業者は、ロシアの原油を輸送する非EU籍船またはEU籍船に保険や再保険を提供できますか？たとえば、ロシアからインドへ原油を輸送するインド籍船がEUの企業から保険を提供してもらうことは可能でしょうか？

A: いいえ。2022年6月4日より前に締結され、同年12月5日までに履行される保険契約以外はできません。

2022年6月4日より前に発生したクレーム、または同年12月5日までの猶予期間中に発生したクレームについて、猶予期間終了後、保険者がどのような手順で対応が認められるのかは不明です。

ロシア国有企業との取引

EU規則第5aa条に基づき、EU管轄下にある者は、EU規則の附属書XIXに記載されている特定のロシア国有企業との取引に「直接または間接的に関与」することが禁止されています。この禁止事項は、EU域外に設立され、その所有権の50%以上を附属書XIXに記載されている国有企業が直接または間接的に所有している法人、事業体または団体、および上述の国有企業の代理または指示で行動する法人、事業体または団体にも適用されます。

TR(E)

MANAGERS: TINDALL RILEY EUROPE SÀRL

Registered in Luxembourg as a Société à responsabilité limitée in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230002)

Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances

Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg

AGENTS FOR THE MANAGERS:

TINDALL RILEY (BRITANNIA) JAPAN LIMITED

8th Floor, KDX Mita Building, 3-43-16 Shiba, Minato-ku Tokyo 105-0014, Japan | T: +81 (0) 3 3769 6781

14th Floor, Ship Kobe Kaigan Building, 3 Kaigan-dori Chuo-ku, Kobe 650-0024, Japan | T: +81 (0) 78 322 2731

Tindall Riley (Britannia) Japan Limited is registered in Japan (No.4010401044459)

Registered office: 8th Floor, KDX Mita Building 3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014, Japan

THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION EUROPE JAPAN BRANCH

Authorised and regulated by the Financial Services Agency

T: +81 (0) 3 3769 6791 (Tokyo) | T: +81 (0) 78 322 2770 (Kobe)

The Britannia Steam Ship Insurance Association Europe is incorporated in Luxembourg and registered as a mutual association in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230379). Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances.

Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg

britanniapandi.com

第5aa条(3)では、禁止措置は以下の取引に対しては適用されないものとしています。

(a) 第3m条または第3n条で禁止されていない限り、天然ガス、原油(石油精製品を含む)、チタン、アルミニウム、銅、ニッケル、パラジウムおよび鉄鉱石を、ロシアから、またはロシアを経由してEU、欧州経済領域加盟国、スイスまたは西バルカン諸国へ直接または間接的に購入、輸入または輸送するために厳密に必要な取引

(b) 附属書XIXに記載された法人、事業体または団体が少数株主であるロシア国外のエネルギープロジェクトに関連する取引

(c) 附属書XXIIIに記載された石炭などの固体化石燃料のEU域内への購入、輸入または輸送を目的とした、2022年8月10日までに行われる取引

(d) 第1項に掲げる法人、事業体または団体が関与する、2022年3月16日より前に締結された合併事業または同様の法的協定を2022年9月5日までに清算するために厳密に必要な取引(売却を含む)

(e) 附属書XIXに記載された法人、事業体または団体に対する電子通信サービス、データセンターサービスならびにそれらの運用、保守、セキュリティ(ファイアウォールの提供を含む)およびコールセンターサービスのために必要なサービスと機器の提供に関連する取引

この禁止措置は、契約関係にない場合であっても、経済的に価値のあるあらゆる種類の利益の提供(サービスや支払いなど)に適用されます。したがって、附属書XIXに記載された事業者が所有する港(ロシア国内であるか否かを問わない)に寄港する船舶も対象となります。この禁止措置は、第三国へ輸送される貨物を船舶が当該港で積載する場合にも適用されます。

Transneft社は、附属書XIXに記載されている国有企業の一つです。2022年6月24日現在、Novorossiysk Commercial Sea Port (NCSP)のウェブサイトには、PJSC TransneftがNCSPの支配株主として62%の持分を持っていると記載されています。また、これをさらに強調する形で、「NCSPグループは、PJSC NCSP、Primorsk Trade Port LLC、JSC Novorossiysk Ship Repair Yard、JSC NCSP Fleet、SC NCSP Fleet、IPP LLC、Baltic Stevedore Company LLCおよび《SFP》LLCで構成されており、PJSC NCSPとPJSC Transneftは、NCS LLCの所有権をそれぞれ同じ割合で有している」と書かれています。

船主がこれらの事業体のいずれかと直接または間接的に関わることは、禁止措置への違反にあたります。ただし、例外条件に該当する場合は除きます。たとえば、第5aa条(3)(a)では、ロシアから、またはロシアを経由してEUに原油を輸入、購入、輸送するために厳密に必要な取引に関して例外を設けています。これはつまり、第3m条で定めた原油輸入に関する制限と要件に従う限り、EUの船舶は第5aa条の制限に該当する港から合法的に石油を輸送できるということです。しかしながら、この例外条件はEU域外の港には適用されないため、EUの船舶が第5aa条の制限に該当する港からEU域外の港へ石油を輸送することは禁止されています。

EU規則第13条には、船籍がEU域内の船舶だけでなく、EU域内で事業の一部または全部を行う者(個人や船舶管理会社など)にも禁止が適用されることが明記されています。

附属書XIXに記載された企業が所有する港に寄港する船舶への保険提供は禁止されていませんが、クレームや事故が発生した場合、EU制裁の管轄下にある保険者は、港に直接または間接的に支払いをしたり、発生した損害に対する賠償をしたりすることは認められないでしょう。

TR(E)

MANAGERS: TINDALL RILEY EUROPE SÀRL

Registered in Luxembourg as a Société à responsabilité limitée in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230002)

Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances

Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg

AGENTS FOR THE MANAGERS:

TINDALL RILEY (BRITANNIA) JAPAN LIMITED

8th Floor, KDX Mita Building, 3-43-16 Shiba, Minato-ku Tokyo 105-0014, Japan | T: +81 (0) 3 3769 6781

14th Floor, Ship Kobe Kaigan Building, 3 Kaigan-dori Chuo-ku, Kobe 650-0024, Japan | T: +81 (0) 78 322 2731

Tindall Riley (Britannia) Japan Limited is registered in Japan (No.4010401044459)

Registered office: 8th Floor, KDX Mita Building 3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014, Japan

THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION EUROPE JAPAN BRANCH

Authorised and regulated by the Financial Services Agency

T: +81 (0) 3 3769 6791 (Tokyo) | T: +81 (0) 78 322 2770 (Kobe)

The Britannia Steam Ship Insurance Association Europe is incorporated in Luxembourg and registered as a mutual association in the Registre de Commerce et des Sociétés (No.B230379). Authorised by the Luxembourg Minister of Finance and regulated by the Commissariat aux Assurances.

Registered Office: 53A rue Glesener, L-1631 Luxembourg

britanniapandi.com

まとめ

制限事項は、全文を読んだうえで文脈を捉えて理解することが重要です。現状を概括すると以下のようになります。

- EU の船主は、ロシアの原油および石油製品を第三国へ輸送することは可能です(ただし、第 5aa 条で定める港を含め、制裁対象者の関与がないことが条件)。
- EU の保険会社がロシアの原油および石油製品の第三国への輸送に保険を提供することは禁止されています。ただし、2022 年 6 月 4 日より前に締結された契約については、同年 12 月 5 日までは履行が認められます。この 2022 年 12 月 5 日までの例外条件が適用されるためには、保険契約が 6 月 4 日より前に締結されている必要があると考えられます。
- EU の船主は、EU 規則で定められた例外を除き、ロシアの原油を EU に輸送することを原則禁止されています。このような輸送に対して保険を提供することも同じく禁止です。

クラブの保険カバーは違法な取引には適用されませんのでご注意ください。また、対象となる取引自体は合法でも、保険を提供したことでクラブが制裁のリスクにさらされる、または制裁に違反する可能性がある場合は、保険カバーが打ち切られることもあります。

その他の情報

EU規則の統合版は[EUR-Lex](#)でご覧いただけます。

本サーキュラーにおけるEUのガイダンスや説明については、EU理事会規則No 833/2014およびNo 269/2014の実施に関するEU統合FAQ([ロシアのウクライナに対する軍事侵攻を受けて採択された制裁に関するよくある質問の統合版](#))を参照しました。

以上
(翻訳)ブリタニヤ・ヨーロッパ日本支店

本 Circular はすべて英文の日本語訳です。日本語訳と英文の間に齟齬がある場合は英文の内容を優先下さるようお願い申し上げます。